

██████████ 損害賠償請求事件

原 告 █████

被 告 国ほか1名

被告国第3準備書面

令和3年12月8日

大阪地方裁判所第8民事部合議2係 御中

被告国指定代理人 磯 谷 武 司 代
日 向 輝 彦 代
引 地 富美子 代
瀧 澤 昌 樹 代
大 西 勝 代
細 谷 鈴 路 代
澤 口 舜 代
西 林 秀 隆 代
市 本 芳 宏 代
坂 手 立

石 田 清 代

土 山 哲 広 代

関 口 雄 介 代

吉 田 修 代

梅 野 雄 一 朗 代

當 間 和 幸 代

山 崎 恭 平 代

吉 野 維 一 朗 代

渡 辺 政 順 代

被告国は、本準備書面において、亡俊夫が発症した■（以下「本件精神疾患」という。）の公務起因性の判断の基礎となる事実関係等を述べ（後記第1ないし第4），令和3年10月6日付け原告準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）第7記載の求釈明事項に対し回答する（後記第5）。なお、法的主張は、追って速やかに行う予定である。

略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 亡俊夫の経歴及び業務内容等について

1 亡俊夫の経歴

亡俊夫は、平成元年に近畿財務局に出向し、平成7年7月から平成13年6月までの間、神戸財務事務所宿舎課国有財産管理官、管財部直轄財産第3課国有財産管理官、管財部指導課国有財産管理官、管財部国有財産管理官などとして勤務し、同年7月から平成16年6月まで財務省への出向を経た後、同年7月から平成27年6月までの間、近畿財務局において、管財部審理課国有財産管理官、神戸財務事務所主任国有財産管理官、京都財務事務所舞鶴出張所統括国有財産管理官、上席証券取引特別調査官、理財部金融調整官付上席調査官、理財部金融監督第3課上席調査官として勤務し、同年7月1日以降、近畿財務局管財部において、「統括国有財産管理官（1）」（以下、部署としての名称を人名と区別して「1統括」という。）の上席国有財産管理官として勤務していた（乙第10号証49ないし53ページ）。

2 「1統括」における亡俊夫の業務内容

「1統括」の主な所掌業務は、大阪市10区並びに大阪府下7市及び3町に所在する普通財産に係る①管理処分業務、②市町村交付金業務、③旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務、④特別会計所属財産の処分に関する業務、⑤近畿財務局本局における国有財産の管理処分業務に係る総括・調整業務並びに⑥近畿財務局管内に所在する旧法定外公共物関係業務に係る総括・調整

業務である（乙第10号証23ページ）。

平成28年7月1日から平成29年7月1日付け業務体制の見直し（後記第3の2）前までの「1統括」の体制は、統括国有財産管理官の下に、上席国有財産管理官が2名（亡俊夫を含む。），国有財産管理官が4名、統括国有財産管理官付（係員）が2名に加え、非常勤職員が7名（専門調査員及び事務補佐員）の計16名であった（同号証23，24，57ページ）。

亡俊夫は、平成27年7月1日付けて、「1統括」の上席国有財産管理官として、旧法定外公共物班の業務を担当し、平成28年7月1日付けの「1統括」内の業務振替えにより、業務統括班、業務第1班及び業務第2班の業務を担当することとなり、平成29年3月21日付け業務体制の見直し（後記第3の1）前まで、「1統括」の前記業務の全般（ただし、旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務を除く。）について、統括国有財産管理官を補佐し、部下の職員（国有財産管理官3名、統括国有財産管理官付2名及び事務補佐員1名）を監督指導する立場にあった（同号証23，57ページ。以下「通常業務」という。）。

3 勤務時間の管理方法等

(1) 亡俊夫の労働条件（乙第6号証3ページ。なお、亡俊夫の勤務時間の割振りについては、乙第2ないし第4号証）

ア 勤務時間

平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで（合計7時間45分）

イ 休憩時間

正午から午後1時まで（1時間）

(2) 勤務時間の管理方法等

亡俊夫は、上席国有財産管理官であり、超過勤務手当の支給対象ではないため、超過勤務命令簿は作成されておらず、時間外労働をした場合には自ら

申告（「上席相当職以上の退庁時間の申告」・乙第1号証）をしていた（乙第10号証38, 40ページ）。

なお、亡俊夫の労働時間が分かる資料として、前記「上席相当職以上の退庁時間の申告」のほかに、休日等閉庁日入退庁者記録（乙第7号証、第9号証、第10号証73, 227ページ）、管理職員特別勤務実績簿（同号証215, 216ページ）、週休日の振替願（同号証217ページ）及びパソコンのログオン・ログオフ記録がある（乙第5号証、第8号証、第10号証221ないし226ページ）。

第2 本件精神疾患発症前6か月間における亡俊夫の業務内容及び労働時間等

1 平成29年1月20日から同年3月20日まで

（1）通常業務に森友学園案件に係る各種の膨大な業務が加わったこと

亡俊夫は、前記第1の2のとおり、平成28年7月1日以降、「1統括」の業務統括班、業務第1班及び業務第2班の通常業務に従事していた。

平成29年2月以降、「1統括」においては、一部のマスコミ報道等に端を発して、森友学園案件が社会的な関心事項となり、連日、森友学園案件に係る業務に追われることとなった。同業務の主な内容は、国会からの資料要求対応、行政文書の開示請求対応、国会議員来局時における対応、国民からの苦情申出対応、訴訟対応及びマスコミ関係者からの問合せ対応等であった。

そのため、亡俊夫は、通常業務に加えて、これら森友学園案件に係る業務にも従事することとなり、時間外労働が増えることとなった。

（以上につき、乙第10号証23, 24, 57ページ）

（2）国会議員団との面会等

ア 国会議員団との面会に当たり亡俊夫が対応等を統括したこと

平成29年2月21日、国会議員団が本件国有地を視察するとともに、近畿財務局及び大阪航空局の各職員と面会することとなり、亡俊夫は、国

会議員団が近畿財務局に来局するに当たり、資料準備や当日の面会への対応等の全般を統括していた（乙第10号証26ページ）。

イ 決裁文書の改ざんとの関係

近畿財務局及び財務省理財局の国有財産審理室長が対応した前記アの国会議員団との面会を受けて、対応者の間では、「特例承認の決裁文書①」、「特例承認の決裁文書②」等における政治家関係者に関する記載の取扱いが問題となり得ることが認識された。

その後、財務省理財局の国有財産審理室長から同局の総務課長に対し、同局が作成した「特例承認の決裁文書②」の中にも政治家関係者からの照会状況に関する記載がある旨の問題提起があり、両者から理財局長に対して速やかに報告された。理財局長は、当該文書の位置づけ等を十分に把握しないまま、こうした記載のある文書を外に出すべきではなく、最低限の記載とすべきであると反応した。理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったものの、総務課長及び国有財産審理室長としては、理財局長の前記反応を受けて、将来的に当該決裁文書の公表を求められる場合に備えて、記載を直す必要があると認識した。こうした認識は、国有財産企画課長にも共有された。

（以上につき、甲第8号証23、24ページ）

（3）平成29年2月26日における決裁文書の改ざんに関する状況

ア 「特例承認の決裁文書②」については、平成29年2月26日に、財務省理財局の国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が、国有財産企画課長にも報告の上で、政治家関係者からの照会状況等が記載された経緯部分を削除するなどの具体的な作業を行った。

近畿財務局が作成した「特例承認の決裁文書①」については、同日、財務省理財局から近畿財務局の管財部の職員に出勤を要請した上で、国有財産審理室の職員から、「特例承認の決裁文書②」と同様の書換えを行うよ

う具体的に指示をした。近畿財務局においては、管財部次長及び統括国有財産管理官以下の職員が、指示どおりの作業を行った。

前記のとおり近畿財務局に対して「特例承認の決裁文書①」の書換えの指示が行われた同日には、当該指示の内容も踏まえつつ、財務省理財局の国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が、国有財産企画課長にも報告の上で、近畿財務局に対し、「貸付決議書①」や「売払決議書」等についても、各種経緯が記載された箇所の短縮化などを指示していた。

(以上につき、甲第8号証24ないし26ページ)

イ 亡俊夫は、同日、前記アの財務省理財局からの出勤要請を受けた近畿財務局の管財部の上司から出勤命令を受け、午後4時25分から休日出勤した(乙第10号証215ページ)。

同日における財務省理財局の職員の指示や近畿財務局の職員の対応等は、次のとおりである。

(ア) 国有財産審理室の係長級の職員(以下「係長B」という。)は、同日午後3時48分、近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、同局の「特例承認の決裁文書①」につづられている調書等を修正し、差し替えた上、修正後の文書を財務省理財局に送付するよう指示した(乙第11号証477、503ページ)。なお、原告は、乙第11号証の写しの作成の正確性についての疑義を述べているが〔原告の令和3年7月12日付け求釈明申立書〕、裁判所により乙第11号証とその作成の元になったファイル〔本件文書〕との同一性に疑義がないことが確認されているから、乙第11号証〔写し〕が原本から正確に作成されたものであることは明らかである。すなわち、乙第11号証は、原告の文書提出命令の申立てを受け、被告国において探し特定した本件文書に必要な範囲でマスキング処理を施した写しであるところ、被告国は、原告の求めもあり、裁判所の訴訟指揮に真摯に対応する観点から、乙第11号証と本件文書

との同一性を確認してもらうために、本件文書を裁判所に提出し、令和3年9月8日の進行協議期日において、裁判所から、双方の内容に相違はなかった旨の説明がされている。）。

(イ) 管財部次長は、平成29年2月26日午後5時5分と同日午後6時5分に、前記(ア)の指示に従い、係長Bに対し、電子メールで、修正後の「特例承認の決裁文書①」の調書等を送付した（乙第11号証411, 425ページ）。

(ウ) 国有財産審理室の課長補佐級の職員（以下「課長補佐A」という。）は、同日午後5時46分、近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、森友学園案件に係る決裁資料（財務省理財局が近畿財務局から送付を受けていたもの）の一覧表を送付するとともに、その余の行政文書（保存期間1年以上）を全て送付するよう指示した（乙第11号証393, 441ページ）。

亡俊夫は、前記指示に従い、同日午後6時45分、課長補佐A及び係長Bに対し、電子メールで、「貸付決議書②」の調書別紙2（修正前）を送付した（同号証387ページ）。

(エ) 課長補佐Aは、前記(ウ)に続き、同日午後7時28分、午後7時44分及び午後8時06分、近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、「貸付決議書②」や「売払決議書」の調書の別紙資料等を修正し、財務省理財局に送付するよう指示した（乙第11号証375, 379, 383ページ）。

(オ) 亡俊夫は、同日午後8時21分、午後8時59分及び午後9時05分、課長補佐A及び係長Bに対し、電子メールで、修正した「貸付決議書②」の調書の別紙資料等を送付した（乙第11号証361, 367, 373ページ）。

ウ なお、亡俊夫のファイルにつづられた文書（乙第11号証1, 2ページ

〔以下「備忘記録」という。〕には、同日の国有財産審理室とのやり取りに関し、「日曜日夕刻、本省からの指示を受け、急きよ登庁」との記載が、「指示等内容」欄には「売払い調書、契約書の再作成（2回目の貸付決議）」、「本省が修正作業を行う⇒本省の指示に従い、調書、経緯の原本を差替え」との各記載がそれぞれある（同号証1ページ）。

（4）平成29年3月7日における決裁文書の改ざんに関する状況

平成29年3月7日未明、財務省理財局の国有財産審理室の職員から近畿財務局に対し、「貸付決議書①」や「売払決議書」等の書換え案が送付されたが、この段階では、小幅な書換えにとどまっていた（甲第8号証27ページ）。

なお、備忘記録には、同日の出来事に関し、「指示等内容」欄には「売払調書差し替え」、「貸付調書差し替え」、「⇒同日、新旧を示し楠部長（引用者注：管財部長）に報告」との各記載が、「（原本）」、「マスターコピー」、「PDF」欄にはいずれも「差替えせず」との各記載がそれぞれあるほか、「本省の修正指示を受け、3月7日午前、速やかに部長に報告。」との記載もある（乙第11号証1ページ）。

（5）平成29年3月8日における決裁文書の改ざんに関する状況

ア 前記（4）の後、理財局長を含めて行った議論を踏まえ、平成29年3月8日にかけて、まずは「売払決議書」の作業を先行して行った上で提出・公表するとの方針とともに、貸付契約までの経緯の記述を全て削除するほか、大阪航空局の対応状況を削除する等の更なる書換え案が、近畿財務局に対して示された。

近畿財務局の統括国有財産管理官の配下の職員は、そもそも改ざんを行うことへの強い抵抗感があったこともあり、財務省理財局からの度重なる指示に強く反発し、同日までに管財部長に相談をした。また、財務省理財局の総務課長と近畿財務局の管財部長との間でも相談がされた。結論とし

て、近畿財務局においては、統括国有財産管理官の配下の職員はこれ以上作業に関与させないこととしつつ、財務省理財局が国会対応の観点から作業を行うならば、一定の協力は行うものと整理された。

(以上につき、甲第8号証27, 28ページ)

イ 同日における財務省理財局の職員の指示や近畿財務局の職員の対応等は、次のとおりである。

(ア) 課長補佐Aは、同日午前中及び午後3時56分、亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対し、「売払決議書」の調書の書換え案を送付するとともに、修正を指示した(乙第11号証243ページ)。

なお、亡俊夫が同日午前中の課長補佐Aからの指示内容をまとめたと思われる「(備忘メモ) 2017/3/8 本省■補佐からの指示(11時50分)」と題する文書(乙第11号証155, 261ページ)における「②7. 3」との記載は、改ざん前の「売払決議書」の「調書」における、「7. 売買契約について」の「(3) 契約書式について(追加・修正等の詳細)」(甲第9号証24, 25ページ参照)を指すものと推測される(原告準備書面(2)第7の1・48ページ参照)。

(イ) 亡俊夫は、同日午後5時45分、課長補佐Aに対し、電子メールで、「調書の一部の文言修正を求められている箇所(原調書6の(3)の⑤, ⑥)」について、「今後、会計検査院の受検を受ける当局として、既に意思決定した調書を修正することに疑問が残る」、「国会対応のため、本省の判断において修正等を行うことは、そのご指示に従う・・・(本省が修正したものに差し替える)」との意見を述べて、財務省理財局の指示への反発を示した。また、亡俊夫が送信した同メールには、改ざんに係る前記意見のほか、「事業計画書及び利用計画書」に係る情報公開請求について、「従前の開示決定内容と合わせて一部不開示する」ことを適当と考える旨とその理由が記載されている(甲第8号証27ページ,

乙第11号証223ページ)。

なお、課長補佐Aは、亡俊夫の前記反発に対し、自ら対応することはせず、財務省理財局及び近畿財務局において、前記アのとおりの対応がとられた(原告準備書面(2)第7の3・49ページ参照)。

(ウ) 課長補佐Aは、同日午後6時36分及び翌9日午前3時51分、亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、「売払決議書」の調書の書換え案を送付した(乙第11号証167, 193ページ)。

ウ なお、備忘記録における記載は、以下のとおりである。

(ア) 「本件事案は本省と協議し当初の定期借地契約を締結している過程等が調書から削除されることは今後の検査院への説明等に支障が生じるため、現場の問題意識として既に決裁済の調書を修正することは問題があり行うべきではないと、本省審理室担当補佐に強く抗議した。」との記載(下線部ママ)がある(乙第11号証1ページ)。

(イ) 平成29年3月8日に関し、「指示等内容」欄には「○相手方に優遇したとみられる部分を修正」、「①売払調書及び経緯」、「②延納調書記載の3年間(計算書類25, 26, 27年度)」、「⇒25年度追加」、「①について、楠部長、松本、小西両次長に報告」との各記載(下線部ママ)が、「(原本)」、「マスターコピー」欄にはいずれも「②のみ」、「」、「(3/8)」との各記載がそれぞれある(乙第11号証1ページ)。

(ウ) また、平成29年3月8日に関し、「指示等内容」欄には「佐川理財局長に説明後、再修正」との記載が、「(原本)」、「マスターコピー」、「PDF」欄にはいずれも「未」との各記載がそれぞれある(乙第11号証1ページ)。

(6) 平成29年3月8日以降における決裁文書の改ざんに関する状況

ア 前記(5)アのとおり、近畿財務局においては、統括国有財産管理官の配

下の職員はこれ以上作業に関与させないこととしつつ、財務省理財局が国会対応の観点から作業を行うならば、一定の協力は行うものと整理された。

他方、財務省理財局においては、国会審議への対応や、国会議員等からの説明要求や資料要求等への対応に追われており、「売払決議書」の書換え内容については、平成29年3月20日に、理財局長を含めて改めて議論を行うこととなった。その際、理財局長からは、同年2月から同年3月にかけて積み重ねてきた国会答弁を踏まえた内容とするよう念押しがあった。同日の議論を踏まえて、翌21日までに、売払いに至る経緯を加筆した案が作成され、近畿財務局に共有された。

「売払決議書」のほか、「貸付決議書①」について同様の作業が必要となることは、財務省理財局の幹部職員の間で認識されており、同月20日に理財局長も含めて議論を行った上で、書換え案が近畿財務局に共有された。

しかし、近畿財務局側では、その時期、統括国有財産管理官の配下の職員による財務省理財局への反発が更に強まっていたため、同局においては、各種決裁文書の書換え案として近畿財務局に送付した内容が実際にどの程度反映されているのか、確認できない状況が続いた。

会計検査院による近畿財務局への実地検査の開始が近づいてきた同年4月上旬に、財務省理財局の総務課長から理財局長に対し、近畿財務局側には強い抵抗感があるとの状況が報告された。理財局長は、必要な書換えは行う必要があるとの反応であったため、総務課長から国有財産審理室長及び近畿財務局の管財部長に対し、最低限、政治家関係者からの照会状況の記載と、それまでの国会答弁との関係が問題となりかねない箇所については書換えが必要である旨が伝えられた。さらに国有財産審理室長から近畿財務局の管財部次長に対してもこの内容が伝達されるとともに、配下の国有財産審理室の職員がその時点までに作成していた各種決裁文書の書換え

案が改めて送付された。

近畿財務局においては、管財部次長が、同月8日、財務省理財局の指示を踏まえた作業を行った。その上で、同月10日、会計検査院による実地検査への対応のために近畿財務局に出張してきた財務省理財局の国有財産審理室長に状況を伝達するとともに、管財部長にも報告をした。

(以上につき、甲第8号証27ないし29ページ)

イ 統括国有財産管理官の配下の職員を改ざん作業に関与させないことになった（前記（5）ア）以降において、亡俊夫に共有されていたとみられる改ざんに関する状況は、以下のとおりである。

(ア) 課長補佐Aは、平成29年3月20日午後10時49分、亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、「本日、売払決議につきまして、局長説明を行いましたが、局長からの指示により、調書につきましては、現在までの国会答弁を踏まえた上で、作成するよう直接指示がありましたので、改めて、調書を修正後、局長説明を行う予定です。」と伝えた（乙第11号証165ページ）。

(イ) 課長補佐Aは、平成29年3月25日午前1時23分、亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、「開示請求及び会計検査院への対応時における行政文書を整理している」とした上で、「今月末を目途」に「行政文書の確認依頼」を進めたい旨を伝えた（乙第11号証157ページ）。

(ウ) 亡俊夫は、平成29年4月10日、管財部次長から、「行政文書一覧（森友学園への売払）」と題する文書（乙第11号証13ページ）及び「経緯」と題する文書（同号証55ページ、「売払決議書」の一部とみられる。）を受領した。

(エ) 亡俊夫は、平成29年4月13日、管財部次長から、「経緯」と題する文書（乙第11号証9ページ。「売払決議書」の一部とみられる。）

を受領した。

(オ) 課長補佐Aは、平成29年4月17日午後7時19分、亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対し、電子メールで、「売払決議書」の「現時点版」を送付した（乙第11号証5ページ）。

ウ なお、備忘記録における記載は、以下のとおりである。

(ア) 平成29年3月20日に関し、「指示等内容」欄には「売払決議書（売払調書）は佐川局長から国会答弁を踏まえた修正を行うよう指示（調書の開示により新らしい（マ）情報を与えることがないよう）があつたとのこと」との記載がある（乙第11号証1ページ）。

(イ) 平成29年3月21日に関し、「指示等内容」欄には「会計検査院への対応として、事前に関係調書の電子データを送付されたい（既に送付済の売払・貸付を除く）」、「⇒同日、楠部長に報告。本省には既に廃棄したと返答するよう指示」との各記載がある（乙第11号証2ページ）。

(ウ) 平成29年3月25日に関し、「指示等内容」欄には「審理室内で、開示請求・会計検査院への対応のための行政文書を整理している（3月中を目途）」との記載がある（乙第11号証2ページ）。

(エ) 平成29年4月10日に関し、「指示等内容」欄には「会計検査院、地検（特捜）への提出資料のために、本省企画課長の調書修正の指示を受け小西次長自ら土日の間修正（詳細は不明）」との記載（下線部ママ）が、「（原本）」、「マスターコピー」欄にはいずれも「」、「（4/10）」、「次長自ら差し替え済」との各記載が、「PDF」欄には「未」との記載がそれぞれある（乙第11号証2ページ）。

(オ) 平成29年4月13日に関し、「指示等内容」として「検査院受験日初日の朝、急きよ本省（■補佐）から指示を受けた次長から「経緯」の一部（28.3.11）を削除（理由等は不明）」との記載がある（乙第11

号証 2 ページ)。

(7) 亡俊夫の業務に関し、業務体制の見直しが行われたこと

近畿財務局は、森友学園案件に関わる職員の業務負担を軽減すべく、平成 29 年 3 月 21 日、同案件に係る行政文書の開示請求への対応（後記 2 (1)）及び国会対応のサポートの各業務並びに森友学園との売買契約の解除など新たに生じた法的手続に係る業務については、近畿財務局管財部の訟務課に追加配置した専任担当者 2 名に所掌させることとした（後記第 3 の 1）。

前記業務体制の見直しにより、亡俊夫は、森友学園との売買契約の解除などの法的手続^{*1}に関する業務負担がなくなり、また、行政文書の開示請求への対応及び国会対応のサポートの各業務については訟務課と共同して行うこととなった（乙第 10 号証 24 ないし 26, 57 ページ）。

2 平成 29 年 3 月 21 日から同年 6 月 30 日まで

(1) 森友学園案件に係る行政文書の開示請求への対応業務

ア 亡俊夫は、平成 29 年 3 月 21 日以降、通常業務に加えて、森友学園案件に係る行政文書の開示請求への対応業務に従事していた。亡俊夫は、部下の職員や前記訟務課の担当者を指揮し、開示請求 1 件ごとに開示対象文書の特定や補正指示、開示・不開示の判断及び不開示部分に係るマスキン

*1 国と森友学園との間で締結された本件国有地の売買契約に係る契約書には、森友学園は平成 29 年 3 月末までに本件国有地を指定用途（小学校敷地）に供しなければならず、森友学園がこれに違反した場合には、国が買戻し特約の行使又は売買契約を解除することができる旨の条項があった。近畿財務局は、森友学園が同月 10 日に小学校設置認可申請を取り下げたことにより、この時点で同月末までに本件国有地を小学校敷地に供することが事実上不可能となつたため、同条項に基づき、本件国有地について、買戻し特約の行使又は売買契約の解除を検討していた。

グ業務等を遂行するとともに、一連の業務に係る法曹資格者との法令照会及び上級官庁との協議、指示事項への対応を総括していた（乙第10号証29ページ）。

亡俊夫が、平成28年7月1日から平成29年7月20日までの間に担当した行政文書開示請求に係る請求日や決定日等の一覧は、別表記載のとおりである。

イ 平成29年3月21日以降においても、財務省理財局から亡俊夫を含む近畿財務局の職員らに対しては、電子メール（同月25日各送信）で、国有財産審理室における検討状況や行政文書の確認作業の段取りの連絡（乙第11号証153、157ページ）、改ざん後の文書の共有や会計検査院の受検・行政文書の開示請求への対応に係る認識の伝達（同号証161ページ）が行われた。

なお、備忘記録（「No.」欄7）にも、これに沿う記載がある（同号証2ページ）。

（2）会計検査院の実地検査への対応業務

近畿財務局は、平成29年4月11日以降に会計検査院の実地検査を受け、同年6月14日から同月16日までの間に2回目の実地検査を受けた。実地検査への対応においては、会計検査院や財務省理財局との直接の窓口となって対応する業務は、亡俊夫の属する「1統括」ではなく、同じ管財部の管財統括第一課が担っていた。「1統括」は、主に実地検査時の個別の質問対応を担い、主に統括国有財産管理官が実際の対応に当たった。

そうした中、亡俊夫は、担当上席国有財産管理官として膨大な事前準備資料の作成及び財務省理財局との連絡・調整、指示事項への対応のほか、受検後においても追加の質問対応などを担っていた（乙第10号証37ページ）。また、亡俊夫は、実地検査実施日のうち同年4月12日、同月13日、同月14日、同年6月14日、同月15日及び同月16日においては、実地検査

の場に同席し、会計検査院からの質問や指摘に部分的に回答することもあつた。

(3) 人事異動

亡俊夫は、平成29年3月26日に統括国有財産管理官が実施した身上ヒアリングにおいて、異動したい旨の希望を述べていた。そして、亡俊夫は、同年7月1日の定例人事異動を見据え、これまで積み残していた通常業務の整理及び引継ぎ資料の作成を行っていたものの（乙第10号証34、35ページ），同年6月23日の内示日に、人事異動の内示を受けることはなかつた（原告準備書面(2)第7の6(1)ないし(3)・50ページ参照）。

(4) 関係資料の任意提出

平成29年6月28日、大阪地方検察庁の担当者が、森友学園案件に係る資料の任意提出を受けるため近畿財務局に来訪した。亡俊夫は、同担当者から大量の資料について説明及び任意提出を求められ、これに対応していたが、この結果、当時、行政文書の開示請求を受けて作業中であった開示予定文書をも含む大量の文書の任意提出に応じざるを得ないこととなり、精神的に大きなダメージを受けるとともに、再び一から開示請求対応作業をやり直す事態に大きな徒労感も感じた様子であった。

なお、前記の大坂地方検察庁への任意提出のほかには、「1統括」が保管する森友学園案件に係る資料が、同月30日頃、「移動、処分、破棄」（原告準備書面(2)第7の6(4)・50ページ）された事実は確認されなかつた。

亡俊夫は、同月29日以降、そのダメージを引きずり疲れた仕事振りで、早めに帰宅するようになったことから、統括国有財産管理官は、亡俊夫の精神面等の体調を心配し、亡俊夫に対し、何度か「年次休暇を取得し、少し休んではどうか」と声を掛けたが、亡俊夫は休暇を取得しなかつた。

（以上につき、乙第10号証38ページ）

3 平成29年7月1日から本件精神疾患の発症まで

(1) 平成29年7月1日, 定例の人事異動により, 森友学園案件に精通していた「1統括」の統括国有財産管理官とその配下の国有財産管理官は他課等に異動となつたが, 異動がなかつた亡俊夫及び統括国有財産管理官付の職員1名は, 引き続き同案件を担当していた。もっとも, 近畿財務局は, 同日付けで, 「1統括」に上席国有財産管理官及び国有財産管理官を1名ずつ追加配置するとともに, 同案件以外の業務を他班に振り替えた(後記第3の2。乙第10号証24, 57ページ)。この振替えにより, 亡俊夫の担当業務は, 同案件に係る行政文書開示請求への対応が中心となつた。

同月3日から同月19日までの間における亡俊夫の業務は, 森友学園案件に係る行政文書開示請求への対応や国民からの苦情対応であり, 国会対応のサポート業務は国会の閉会に伴い収束していた(同号証30ないし32ページ)。

(2) 「国有地低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」と称する団体は, 平成29年7月13日, 大阪地方検察庁に対し, 近畿財務局職員等を被告発人として, 森友学園案件に係る背任と証拠隠滅の疑いで告発した(乙第10号証19ページ)。

亡俊夫は, 当該告発の事実を知り, 同月14日, 年次有給休暇を取得した(同号証19ページ)。また, 亡俊夫は, 告発という事態を受けて, 傍から見ても明らかに精神的に消耗している状態となつた(同号証19, 38ページ)。亡俊夫は, ■月■日, 医師から■(本件精神疾患)との診断を受けた(甲第12号証1ページ。なお, 同疾患の発症日が■月■日であることは争わない。)。

4 本件精神疾患発症前6か月間の時間外労働時間数

(1) 算定方法

平成29年1月11日から同年7月10までの亡俊夫の時間外労働時間数を, 次のような考え方に基づき算定した(乙第10号証149, 150,

218ないし220ページ)。

ア 勤務時間を算定するための資料

①亡俊夫が自ら申告した「上席相当職以上の退庁時間の申告」(乙第1号証。入庁時間の申告も含む。), ②「パソコンログ情報」(乙第5号証[乙第10号証221ないし226ページと同じ。])及び③「休日等閉庁日入退庁者」の記録(乙第9号証。乙第10号証227ページはこれを集計したものである。)に基づき, 始業・終業時刻を認定した。

これらの資料に記録された各時刻は, 乙第10号証218ないし220ページの一覧表中の「本人の退庁時間の申告」, 「パソコンログ情報」及び「休日等閉庁日入退庁者」の各欄記載のとおりである。

イ 平日出勤日における始業・終業時刻

所定の始業時刻である午前9時と「パソコンログ情報」を比較して早い方の時刻を始業時刻と認定し, 主に「本人の退庁時間の申告」の終業時刻と「パソコンログ情報」を比較して遅い方の時刻を終業時刻と認定した。

ウ 休日出勤日における始業・終業時刻

主に「本人の退庁時間の申告」の始業時刻, 「パソコンログ情報」及び「休日等閉庁日入退庁者」の入庁時刻を比較して, 早い方の時刻を始業時刻と認定し, 「本人の退庁時間の申告」の終業時刻, 「パソコンログ情報」及び「休日等閉庁日入退庁者」の退庁時刻を比較して, 遅い方の時刻を終業時刻と認定した。

エ 時間外労働時間数

前記イ及びウのとおり認定した日ごとの始業時刻から終業時刻までの時間数を「1日の在庁時間数」として算出し, 所定の休憩時間である1時間を控除した「1日の勤務時間数」と1日につき割り振られた勤務時間(7時間45分)の差を「超過勤務時間数」と認定した(乙第10号証218ないし220ページの一覧表中の各欄記載のとおり。)。

(2) 平成29年1月11日から同年7月10日までの亡俊夫の時間外労働時間数

前記(1)の方法で算定した亡俊夫の本件精神疾患発症前6か月間の時間外労働時間数は、以下のとおりである（乙第10号証218ないし220ページ）。

平成29年1月11日から同年2月10日まで 44時間08分

同年2月11日から同年3月10日まで 164時間53分

同年3月11日から同年4月10日まで 119時間59分

同年4月11日から同年5月10日まで 98時間04分

同年5月11日から同年6月10日まで 92時間40分

同年6月11日から同年7月10日まで 82時間00分

なお、亡俊夫が、前記期間中、休日等閉庁日に出勤した日数は、合計14日（2月に3日、3月に4日、4月に3日、5月及び6月に各2日）である（同号証227ページ）。

また、亡俊夫が、前記期間中、年次有給休暇を取得した日数は、合計8日（平成29年1月12日、同月16日、同月31日、同年5月15日、同月26日、同年6月19日、同月22日及び同年7月14日〔時間休を含む。〕）である（同号証78、79ページ）。

第3 近畿財務局が「1統括」の業務負担を踏まえた負担軽減を図る対策を講じたこと等

1 平成29年3月21日付け業務体制の見直し等

(1) 近畿財務局は、森友学園案件を担当する職員が、平成29年2月以降、ほぼ毎日深夜勤務を行う状況が続いていたため、個々の職員に対し、疲れたと思うときは絶対に無理することなく休暇を取得し、体調に気遣いながら乗り切っていくよう伝えるとともに、上級官庁に対し、前記職員の現状を伝えて、

より効率的な対応を行うよう申し入れた（乙第10号証19ページ）。

亡俊夫を含む職員らは長時間勤務が続いていたが、亡俊夫は、管財部長、統括国有財産管理官による適切なマネージメントへの感謝の言葉を述べるとともに、「大変だけど、1統括業務1班ラインのチームワークで乗り切ろう。」と、率先して部下の職員の苦労をねぎらい、鼓舞するような発言をしていた（同号証18ページ）。

(2) 近畿財務局は、森友学園案件に関わる職員の業務負担を軽減すべく、平成29年3月21日、森友学園案件に係る行政文書の開示請求への対応業務及び国会対応のサポート業務並びに森友学園との売買契約の解除など法的手続に係る業務については、近畿財務局管財部訟務課に追加配置した専任担当者2名に所掌させることとし、亡俊夫の担当業務の種類を減らした（乙第10号証19、24、57ページ）。

2 平成29年7月1日付け業務体制の見直し等

(1) 近畿財務局は、平成29年7月1日付けて、「1統括」に上席国有財産管理官及び国有財産管理官を1名ずつ追加配置するとともに、森友学園案件以外の業務を他班に振り替えることで、亡俊夫の担当業務を軽減させた（乙第10号証19、24、57ページ）。

(2) 統括国有財産管理官は、亡俊夫に対し、夏季休暇等を利用して1、2週間程度の休暇を取るよう提言していた。また、亡俊夫が████████旨述べたときは、統括国有財産管理官は、亡俊夫に対し、近畿財務局のメンタルカウンセリングを利用することを勧めた（乙第10号証20ページ）。

第4 本件精神疾患の発症後の経過等

1 本件精神疾患の発症から自殺に至るまで

(1) 病気休暇・病気休職

亡俊夫は、平成29年7月20日から同年10月17日までの間、病気休

暇を取得し、同月 18 日に病気休職となり、以降順次更新しながら、平成 30 年 3 月 31 日まで病気休職となっていた（乙第 10 号証 53、54 ページ）。

（2）亡俊夫の復職希望等

ア 亡俊夫は、前記（1）の休暇・休職期間中、継続的に通院し（乙第 10 号証 88 ページ）、平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日の受診時には、主治医から、
「 ■ 」
「 ■ 」と診断された（同号証 85 ページ）。

近畿財務局総務部厚生課長は、■月■日、同局の職場復帰プログラムに沿って、亡俊夫に関し、同人の主治医から意見を聴取した。その際、主治医は、「 ■ 」
「 ■ 」、 「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」、 「 ■ 」
「 ■ 」、 「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」、 「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」
「 ■ 」との意見を述べた（同号証 89、90 ページ）。

また、亡俊夫は、通院とは別に、■年■月■日、■年■月■日、■

年■月■日及び■年■月■日にそれぞれ健康管理医による臨時の健康診断を受け、かねて健康管理医から「■」と指導されていたが、■日の健康診断の際には、「■」と指導された（同号証102ないし107ページ）。

イ 亡俊夫は、平成29年12月25日、近畿財務局において、同局人事課の職員と面談し、平成30年1月9日からリハビリ出勤を開始することを希望した。同局は、前記アの主治医の意見及び平成■年■月■日の健康管理医による「■」との診断を踏まえ、亡俊夫の希望どおり、平成30年1月9日から、当面、毎週の出勤日を隔日として、「1統括」でリハビリ出勤を開始することとした。

他方で、亡俊夫は、前記面談を終えて帰宅する途中、突然、捜査機関から電話による聴取を受けた（乙第10号証19、20ページ）。

ウ 亡俊夫は、前記イの計画どおり、同日からリハビリ出勤を開始し、同日午前9時30分から午後3時まで、同月11日午前9時30分から午後2時まで、同月16日午前9時30分から午後1時30分まで、それぞれリハビリ出勤をしたが、同月18日以降は、■のため、リハビリ出勤を控えていた（乙第10号証20ページ）。

エ 亡俊夫は、■月■日、健康管理医による臨時の健康診断を受け、その際、健康管理医から「■」
■と指導された（乙第10号証108ページ）。

オ 亡俊夫は、■年■月■日に通院し、その際、主治医から、
■
■旨の診断を受けた（乙第10号証86ページ）。

(3) 亡俊夫は、休職期間中である平成30年3月2日、財務省における決裁文

書の書換えに係る報道により、財務省や近畿財務局に対する批判報道が過熱するのを見聞きした（乙第10号証2ページ）。

(4) 亡俊夫は、平成30年3月7日、自宅において、自殺した（甲第1号証、甲第21号証、乙第10号証2ページ）。

2 公務災害認定等

原告は、平成 年 月 日、亡俊夫の自殺について、

という理由で、黒澤清をした（甲第21号証）。

第5 原告準備書面(2)第7記載の求釈明に対する回答

1 「1」について

前記第2の1(5)イ(ア)のとおりである。

2 「2」について

乙第11号証5ページ、161ページ、165ページ及び517ページにとじられている各電子メールの各添付ファイルは、以下のとおりである。

- ① 5ページ 乙第14号証の1ないし3
 - ② 161ページ 乙第15号証
 - ③ 165ページ 乙第16号証の1, 2
 - ④ 517ページ 乙第17号証

3 「3」について

前記第2の1(5)のとおりである。なお、前記第2の1(5)に記載の対応のほか、「かかるメールに対してメールを含む何らかの応答」（原告準備書面(2)第7の3）を行った事実は確認されなかった。

4 「4」について

前記第2の2(1)及び別表記載のとおりである。

5 「5」について

前記第2の2(2)のとおりである。

6 「6」について

前記第2の2(3)及び(4)のとおりである。

以上

亡俊夫が決裁等を行った行政文書開示請求の一覧
(対象期間:平成28年7月1日~平成29年7月20日)

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
1	H28.7.26	H28.8.22	豊中市野田町1501番に係る国有財産売買予約契約書	1統括	一部開示
2	H28.9.2	H28.9.27	豊中市野田町1501番に係る国有財産売買契約書	1統括	一部開示
3	H28.12.1	H28.12.27	大阪府豊中市野田町1501番にかかる国有地売買契約書	1統括	一部開示
4	H28.12.26	H29.1.25	豊中市野田町1501番地所在の国有地売払要望書提出に必要な別紙資料一式 ((9)を除く)、売買契約書 ※別紙の内容は以下のとおり (1)私立学校法第47条に基づき、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成することとなっている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(直近2ヵ年分) (2)土地購入資金計画書 (3)利用及び整備の計画書 (記載項目) ・校舎等の配置図、構造及び規模等 ・関係機関との協議状況 (4)収支計画書(收支予算書) (5)寄附行為 (6)役員名簿 (7)本件事業計画にかかる理事会議事録等の写し (8)法人監査を受けている場合、監査結果写し(直近2ヵ年分) (9)普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排除に関する誓約書	1統括	一部開示
5	H29.1.10	H29.2.9	豊中市野田町1501番所在国有地に係る国有財産有償貸付合意書、国有財産売買予約契約書、国有財産売買契約書	1統括	一部開示
6	H29.1.10	H29.2.9	豊中市野田町1505番所在国有地に係る国有財産売買契約書	1統括	開示
7	H29.1.12	H29.2.9	豊中市野田町1501番所在の国有地の国有財産有償貸付合意書と売買予約契約書	1統括	一部開示
8	H29.1.19	H29.2.20	「別紙物件目録記載1の土地(甲1、以下「本件土地」といいます。)の売買契約書」の開示を請求致します。 当社は本件土地上にある別紙物件目録記載2の建物(以下「本件建物」といいます。)を平成28年4月15日に買い受けました(甲2、甲3)。そこで、当社が本件土地所有者兼人である貴省近畿財務局に対し本件建物下の本件土地の買受けを申し込んだところ、貴局からは昭和33年頃に本件土地を第三者に売却したため本件土地を当社に売却することはできない旨の回答がなされるのみで、当該第三者の情報については何ら開示いただけませんでした。 当社所有の本件建物は本件土地上にあり、本件土地所有者との間での本件土地利用権限が不明なままであれば、当社の本件建物所有権は存続の危険に晒されているといわざるを得ません。したがって、本件土地売買契約書に記載された情報は当社の「財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イ)であり、不開示情報には該当しないものと想料されます。よって、当社は貴省に対し本件土地売買契約書の開示を請求致します。 ※別紙には特定不動産の住所等の情報が記載。	1統括	不開示 (不存在)
9	H29.2.20	H29.3.22	次の土地の、鑑定評価の過程と結論がわかる文書。 ①2010年に近畿財務局が公共隨契で豊中市に売った国有地。 ②2016年に近畿財務局が公共隨契で学校法人に売った国有地。(豊中市にある。)	1統括	一部開示
10	H29.2.23	H29.3.22	大阪府豊中市に大阪航空局が保有していた土地を大阪市の学校法人森友学園と2015年に締結し解除した借地契約書及びその後、締結した売買契約書	1統括	一部開示
11	H29.2.24	H29.4.25	2016年、近畿財務局が学校法人に売却した豊中市の土地について、以下の文書。 ①地下のごみとは何か、いつ、誰が見つけたかわかる文書。(できる限り一次資料。) ②ごみ処理の費用の根拠文書(費用の見積りが変遷している場合には、それぞれの根拠。)。	1統括	開示
12	H29.2.28	H29.3.27	平成25年9月から平成28年6月までの大阪府豊中市野田町1501番地の国有地の売り払い、定期借地に関する学校法人森友学園との協議内容を記した文書、メモ、またこの件に関する森友学園関係者以外との応接メモ、また大阪航空局との協議内容を記した文書、メモ	1統括	不開示 (不存在)
13	H29.2.28	H29.3.27	2015年9月4日に近畿財務局で行われた会合の記録、議事録一切。出席者:近畿財務局池田統括管理官、特定業者ら	1統括	不開示 (不存在)

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
14	H29.3.1	H29.3.22	近畿財務局が平成28年度中に随意契約した案件について、売買が成立した19件の売買交渉記録のすべて	管財総括 第一課	不開示 (不存在)
15	H29.3.1	H29.3.31	森友学園への国有地売却に関連して国土交通省大阪航空局と行なった協議、打ち合わせの内容のわかるものとその際の資料	1統括	不開示 (不存在)
16	H29.3.1	H29.3.31	森友学園への国有地貸付、売却に関して行われた本省との打ち合わせ、協議、照会の内容を記録したものとその際の資料	1統括	不開示 (不存在)
17	H29.3.1	H29.3.31	森友学園への国有地売却に関する交渉、協議等に関する内容を記録したもの	1統括	不開示 (不存在)
18	H29.3.3	H29.5.2	2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売払った8770.43m ² の土地(大阪府豊中市野田町1501番。別紙「公共隨契による売払結果一覧表」の「土地」整理番号4番 http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf)に関する以下の文書 (1)当該土地の価格が記載された国有財産台帳 (2)当該土地の鑑定価格がわかるもの(鑑定書等) (3)当該土地における廃棄物を取り除くにあたっての鑑定書、見積書および調査資料 (4)学校法人森友学園に売買契約に至る決済文書 (5)学校法人森友学園との契約書 (6)当該土地の販賣、売払いに関する学校法人森友学園との面談・交渉記録 (7)当該土地の販賣、売払いに関する学校法人森友学園以外の者との面談・交渉記録 (8)その他当該土地を学校法人森友学園に売払うことに関する一切の文書。	1統括	一部開示
19	H29.3.7	H29.4.4	大阪府豊中市野田町1501番の土地(学校法人森友学園に対して公共隨契にて売り払われた土地)について作成された鑑定評価書	1統括	一部開示
20	H29.3.9	H29.4.10	学校法人森友学園への国有地払下げに関連して、国土利用計画法に定められた手続きについて一切の資料を開示してください	1統括	不開示 (不存在)
21	H29.3.13	H29.4.11	2015年度に大阪府内の国有地で、特定業者が行った土地改良他工事に関する報告書(工事完了後に特定業者が作成・提出したもの)	1統括	不開示 (不存在)
22	H29.3.13	H29.5.2	2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売払った8770.43m ² の土地(大阪府豊中市野田町1501番。別紙「公共隨契による売払結果一覧表」の「土地」整理番号4番 http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf)に関する以下の文書を、今月2日、情報公開請求した。 (1)当該土地の価格が記載された国有財産台帳 (2)当該土地の鑑定価格がわかるもの(鑑定書等) (3)当該土地における廃棄物を取り除くにあたっての鑑定書、見積書および調査資料 (4)学校法人森友学園に売買契約に至る決済文書 (5)学校法人森友学園との契約書 (6)当該土地の販賣、売払いに関する学校法人森友学園との面談・交渉記録 (7)当該土地の販賣、売払いに関する学校法人森友学園以外の者との面談・交渉記録 (8)その他当該土地を学校法人森友学園に売払うことに関する一切の文書。 今回の情報公開請求では、上記(1)の「国有財産台帳」につき、2008年から2016までの分として追加請求する。	1統括	開示
23	H29.3.13	H29.5.11	豊中市野田町1501番所在土地について ○第123回国有財産近畿地方審議会議事録の3ページに記載している事業用定期借地契約の契約金額の算定根拠となる資料 ○上記売却金額の算定根拠となる資料	1統括	一部開示
24	H29.3.13	H29.5.11	大阪府豊中市野田町1501番の土地の学校法人森友学園に対する売り払いに先立つ賃貸借地契約締結を目的とする賃料決定のために作成された2015年1月及び同年4月の賃料査定書	1統括	一部開示
25	H29.3.14	H29.4.12	近畿財務局と学校法人森友学園がかわした文書 H27.5.29 定期借地契約書、売買予約契約書 H28.6.20 売買契約書	1統括	一部開示

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
26	H29.3.14	H29.5.15	森友学園へ売払った豊中市の元国有地について ・借地料及び売買価格の算定根拠となる資料 ・売買価格算定期に産業廃棄物処理費用を算出している場合、その処理費用の算定根拠となる資料	1統括	一部開示
27	H29.3.17	H29.4.17	大阪府豊中市野田町1501番地の売買契約時までの近畿財務局と学校法人「森友学園」側(工事業者ふくむ)、大阪航空局、大阪府側等関係者との応接が分かる記録	1統括	不開示(不存在)
28	H29.3.17	H29.5.16	平成29年1月～平成29年3月に、近畿財務局と学校法人森友学園(もしくはその代理人弁護士)と応接した際の記録・文書一切	1統括	一部開示
29	H29.3.17	H29.5.16	大阪府豊中市野田町1501番地の国有地の売買契約以降の近畿財務局と学校法人「森友学園」側(工事業者ふくむ)、大阪航空局、大阪府側等関係者との応接が分かる記録	1統括	一部開示
30	H29.3.21	H29.4.19	近畿財務局と学校法人森友学園(もしくはその代理人弁護士)が平成28年12月までに応接した際の記録・文書一切	1統括	不開示(不存在)
31	H29.3.21	H29.5.22	近畿財務局と大阪府私学課が瑞穂の国記念小学院をめぐり面会した記録や、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料	1統括	一部開示
32	H29.3.23	H29.5.22	森友学園に対する豊中市の国有地売払等土地取引に関して、2015年3月1日から2017年2月28日まで、 近畿財務局と大阪航空局との会合、電話記録のメモなど書類一切 近畿財務局と特定業者との会合、電話記録のメモなど書類一切 近畿財務局と学校法人森友学園との会合、電話記録のメモなど書類一切	1統括	一部開示
33	H29.3.27	(部分開示) H29.5.30 (最終開示) H29.7.28	森友学園の国有地払下げに関する行政文書一切(決裁文書及び出勤簿含む)	1統括	一部開示
34	H29.3.29	(部分開示) H29.5.29 (最終開示) H29.7.27	大阪府豊中市野田町1501番の土地の学校法人森友学園に対する売り払いに先立つ賃貸借契約締結を目的とする資料決定のために作成された2015年1月及び同年4月の資料査定書及び当該資料査定書に係る以下の文書(もしくはこれに代わる文書類)又は以下の文書(もしくはこれに代わる文書類)がない場合の理由を証した文書類 ・確認書(不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン 国土交通省) ・依頼書兼承諾書(価格等調査業務の契約書作成に関する業務指針 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会)、契約書 ・見積合わせに関する公告 ・鑑定評価依頼物件調書 ・評価依頼物件一覧表 ・建物・工作明細表 ・位置図、周辺図、全部事項証明書、公図、実測図 ・越境物に関する確認書 ・重要事項説明書 ・見積合わせ参加説明書 ・指名停止等に関する届出書 ・見積り合せ参加要件報告書 ・参加要件報告書 ・見積書 ・競争結果の通知書 ・仕様書 ・請書 ・業務完了報告書 ・業務完了届 ・成果品引渡書	1統括	一部開示

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
35	H29.3.29	(部分開示) H29.5.29 (最終開示) H29.7.27	<p>大阪府豊中市野田町1501番の土地(学校法人森友学園に対して公共隨契にて売り払われた土地)について作成された鑑定評価書及び当該鑑定に係る以下の文書(もしくはこれに代わる文書類)又は以下の文書(もしくはこれに代わる文書類)がない場合の理由を証した文書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認書(不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン 国土交通省) ・依頼書兼承諾書(価格等調査業務の契約書作成に関する業務指針 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会)、契約書 ・見積合せに関する公告 ・鑑定評価依頼物件調書 ・評価依頼物件一覧表 ・建物・工作明細表 ・位置図、周辺図、全部事項証明書、公図、実測図 ・越境物に関する確認書 ・重要事項説明書 ・見積合せ参加説明書 ・指名停止等に関する届出書 ・見積り合せ参加要件報告書 ・参加要件報告書 ・見積書 ・競争結果の通知書 ・仕様書 ・請書 ・業務完了報告書 ・業務完了届 ・成果品引渡書 	1統括	一部開示
36	H29.3.30	H29.5.29	豊中市野田町1501の国有地土地取引に関して2017年2月9日以降、近畿財務局と森友学園との会合、電話など応接録などメモ、ノート含む書類一切	1統括	一部開示
37	H29.3.30	(部分開示) H29.5.29 (最終開示) H29.7.31	H28.4月に豊中市野田町1501番の国有地売却に関わる不動産鑑定事務所への不動産鑑定の依頼書及び仕様書	1統括	開示
38	H29.3.30	H29.5.29	平成29年2月以降の近畿財務局と森友学園の面会記録及び交渉記録	1統括	一部開示
39	H29.3.31	H29.5.30	<p>①近畿財務局ホームページに掲載の「H28年度の公共隨契による売払い結果一覧表」についての森友学園との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定が分かる文書一切。</p> <p>②森友学園との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯が分かる文書一切</p>	1統括	一部開示
40	H29.4.3	H29.6.2	森友学園に対する大阪府豊中市の国有地売却に関する全ての文書並びに資料一式	1統括	一部開示
41	H29.4.10	H29.5.10	大阪府豊中市野田町1501番の国有地売却にかかる不動産鑑定評価書全て	1統括	一部開示
42	H29.4.11	H29.6.12	学校法人森友学園に対する国有地払い下げに関連して、次の諸公文書の開示を求めます。 土地の鑑定額算出の資料。貸し付けの際の賃料を算定した資料。最終的な売り払い額の算定に関する資料。以上よろしくお願ひします。	1統括	一部開示
43	H29.4.12	H29.5.11	2016年3月14日～2016年4月4日の間 豊中市野田町1501の国有地に関して、池田靖統括官及び特定上席管理官と他者とのメールでのやりとり、添付文書の一切	1統括	不開示 (不存在)
44	H29.4.12	H29.6.12	統括国有財産管理官(1)の部署において、前任の統括官 前西男人氏と後任の池田靖氏の引き継ぎ書、及び資料の一切 前任の特定上席管理官と後任者の引き継ぎ書、及び資料の一切	1統括	開示
45	H29.4.13	H29.6.12	近畿財務局が森友学園に売却した大阪府豊中市の土地に関して ・平成27年1月9日に近畿財務局が賃料の査定を行った際の約4200万円の不動産鑑定書 ・平成27年4月21日近畿財務局が賃料の査定を行った際の約3600万円の不動産鑑定書 ・平成26年10月に森友学園が実施し平成27年4月に近畿財務局が提出を受けたボーリング調査の結果資料	1統括	一部開示

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
46	H29.4.14	H29.5.15	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関係する2013年度事務引継書すべて。	管財総括第一課	不開示(不存在)
47	H29.4.14	H29.5.15	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関係する2014年度事務引継書すべて。	管財総括第一課	不開示(不存在)
48	H29.4.14	H29.5.15	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関係する2015年度事務引継書すべて。	管財総括第一課	不開示(不存在)
49	H29.4.14	H29.5.15	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関係する2016年度事務引継書すべて。	管財総括第一課	不開示(不存在)
50	H29.4.14	H29.5.15	1.近畿財務局が保有する2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局職員が国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関連して省庁、自治体及び民間に出張したすべての出張計画書及び復命書	管財総括第一課	不開示(不存在)
51	H29.4.14	H29.5.15	1.近畿財務局が保有する2014年4月1日から2015年3月31日までに近畿財務局職員が国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関連して省庁、自治体及び民間に出張したすべての出張計画書及び復命書	管財総括第一課	不開示(不存在)
52	H29.4.14	H29.5.15	1.近畿財務局が保有する2015年4月1日から2016年3月31日までに近畿財務局職員が国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関連して省庁、自治体及び民間に出張したすべての出張計画書及び復命書	管財総括第一課	不開示(不存在)
53	H29.4.14	H29.5.15	1.近畿財務局が保有する2016年4月1日から2017年3月31日までに近畿財務局職員が国有地であった豊中市野田町1501番地の土地に関連して省庁、自治体及び民間に出張したすべての出張計画書及び復命書	管財総括第一課	不開示(不存在)
54	H29.4.20	H29.5.22	1.近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関係する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局内部で開かれた打ち合わせ・相談その他の会議内容を記録したもの(配付資料・説明資料等を含む)。	1統括	不開示(不存在)
55	H29.4.20	H29.5.22	近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関係する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに個人・法人及びそれらの代理人に対して渡された通知、説明資料、配付資料及びそれらとの協議・交渉・打ち合わせなどの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)	1統括	不開示(不存在)
56	H29.4.20	H29.6.19	1.近畿財務局が保有する国有地であった豊中市野田町1501番地の土地にかかる評価、改変(工事等)、利用、管理、外部への貸付・譲渡及びそれらに関係する交渉その他全般事項について、2013年4月1日から2014年3月31日までに近畿財務局以外の国の機関又は地方自治体との協議・交渉・打ち合わせの記録を記載したもの(配付資料・説明資料等を含む)	1統括	開示
57	H29.4.20	H29.6.19	近畿財務局が大阪航空局から提出(報告)を受けた「豊中市野田町1501番地の土地に係るごみ撤去費用算出文書」	1統括	一部開示
58	H29.4.28	H29.6.27	近畿財務局が2016年(暦年)に大阪航空局から取得した豊中市野田町1501番地にかかるゴミ撤去費用の見積及び同時に取得したそれらの明細・附属書類など関連文書すべて	1統括	一部開示
59	H29.5.2	H29.7.3	近畿財務局が平成28年6月20日に学校法人「森友学園」と締結した国有財産売買契約に関する一切の文書(決議書、売買契約書、鑑定評価書、大阪航空局へのごみ撤去費の算出を依頼、返答に関する文書、応接メモなど)	1統括	一部開示

番号	請求受付日	開示決定等日	請求内容	起案部局	決定内容
60	H29.5.10	H29.7.10	森友学園が豊中市の国有地取得に際して近畿財務局あるいは財務省に提出した、小学校開設についての開設概要書	1統括	一部開示
61	H29.5.11	H29.7.10	学校法人森友学園が提出した国有地の取得要望書類(名称不明)	1統括	一部開示
62	H29.5.11	(部分開示) H29.7.10 (最終開示) H29.9.11	2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売却された8770.43m ² の土地(大阪府豊中市野田町1501番。別紙「公共競りによる売却結果一覧表」の「土地」整理番号4番http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf)に関する以下の文書 (1)学校法人森友学園との賃貸契約書 (2)賃貸契約時までに提出された小学校の設立趣意書 (3)賃貸契約に至る決済文書 (5)その他当該土地を学校法人森友学園に賃貸することに関する一切の文書(なお、私がすでに開示決定を受けた面談・交渉記録等を除く)	1統括	一部開示
63	H29.5.22	H29.8.28	森友学園への用地売却等に関する2017年1月までに取得されたもので、国有財産近畿地方審議会で配布しホームページ上で公表されているものその他別紙に掲げるものを除くもの ※別紙の内容は以下のとおり 平成24年7月12日付「不動産鑑定評価書 平成26年12月 (仮称)M学園小学校新築工事地盤調査報告書	1統括	一部開示
64	H29.5.30	H29.6.29	豊中市野田町1501の国有地に関して、2016年4月1日~30日の間、池田靖統括官との間で、特定業者との会合、電話、メールなど記録の一切、及びメールで受けとった資料など提出された資料の一切又、特定業者との会合、電話、メールなど記録の一切、及びメールで受けとった資料など提出された資料の一切	1統括	不開示 (不存在)
65	H29.6.9	H29.8.8	H29年1月1日以降、豊中市野田町で森友学園に売却した元国有地に關し、学園関係者及び代理人、校舎建設等に關わる業者等(自治体、本省、他官庁を含む)と、近畿財務局とがやり取りした記録	1統括	一部開示
66	H29.6.29	(部分開示) H29.9.11 (最終開示) H29.11.13	森友学園への国有地貸付契約に關し、近畿財務局が2013年6月から2016年3月(学校法人から購入する旨の連絡がある前)までに取得したもので、国有財産近畿地方審議会で配布しホームページで公表されているもの及び平成24年7月12日付「不動産鑑定評価書」を除くもの	1統括	一部開示
67	H29.7.6	H29.9.4	豊中市野田町1501番地の土地について森友学園に対して行った買い戻し権の行使の通知に関する文書	1統括	開示
68	H29.7.10	H29.8.9	大阪府豊中市の国有地を森友学園に処分するにあたって通達「未利用国有地等の管理処分方針について」に第3・4(4)「処分等価格の決定手続き」とある。その中に「処分等価格の決定に至る処分等相手方との交渉の経緯については、必ず書面により記録するものとする」とある。その記録一式。	1統括	不開示 (不存在)
69	H29.7.10	(部分開示) H29.9.8 (最終開示) H29.11.7	大阪府豊中市の国有地を森友学園に処分するにあたって通達「未利用国有地等の管理処分方針について」の「第3・4(2)財務局等の審査」とある。審査関係の書類一式の全て。	1統括	一部開示

(注1)平成28年7月1日から平成29年7月20日までに開示決定等を行った又は請求を受け付けた行政文書開示請求のうち、亡俊夫が決裁を行った、または後開もしくは同報された行政文書開示請求を対象としている。

(注2)表中の「部分開示」及び「最終開示」はそれぞれ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第11条の期限の特例規定を適用した場合における、行政文書のうちの相当の部分の開示決定等及び残りの行政文書の開示決定等を指す。

(注3)起案部局における「1統括」とは、部署としての「近畿財務局管財部統括国有財産管理官(1)」を指す。

(注4)起案部局が「管財統括第一課」の決裁については、亡俊夫は決裁権者ではなく、同報者である。

また、以下の決裁については、亡俊夫は決裁権者ではあるが、後開となっている。

番号:1,33(最終開示のみ),34(最終開示のみ),35(最終開示のみ),37(最終開示のみ),62(最終開示のみ),63,65,66,67,68,69

(注5)対象期間内の開示決定等のうち、森友学園案件に関する応接録についての行政文書開示請求に対する不開示決定等は23件であり、該当する番号は以下のとおり。

番号:12,13,14,15,16,17,18,27,28,29,30,31,32,33,36,38,39,40,55,56,59,62,64,65

(注6)対象期間内の開示決定等のうち、森友学園案件に関する行政文書開示請求に対する改ざん後の決裁文書の開示決定等は5件であり、該当する番号は以下のとおり。

番号:18,40,59,62,69